

## 第3期三条市障がい者計画 第6期三条市障がい福祉計画 第2期三条市障がい児福祉計画の方向性について

- 1 第2期三条市障がい者計画の検証…………… 1～5
- 2 第5期三条市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の検証と  
次期計画における目標値……………6～8
- 3 第3期三条市障がい者計画・第6期三条市障がい福祉計画・  
第2期三条市障がい児計画のイメージ…………… 9
- 4 障がい者数の推移と主な福祉サービス利用者の見込みについて……10

福祉保健部 福祉課  
教育委員会 子育て支援課

# 1 第2期三条市障がい者計画の検証（全体）

※中間評価の評価基準…A:目的達成、B:計画期間内に達成する見込み等、C:計画期間内の達成が困難等

## 施策の体系



## 中間評価（R2年3月実施）

C	相談支援専門員が定着せず、力量に個人差が見られ、基本相談に十分対応できていない 【事業所数】 H31年度に1事業所増設したものの、R2年4月に1事業所が休止し、相談支援ニーズに対し、受け皿が不足
A	
B	
A	
B	チャレンジオフィス開設は企業による業務の切り出しができず実施が見込めないことから、先進企業の誘致等による新たな雇用の場の創出が必要
B	
A	
A	
A	ニーズに対し、十分なサービス提供ができていないため、提供量の増加や新規開設を事業所に働きかけが必要 利用児によりサービス利用量に偏りがあることから、適正なサービス利用となるよう調整が必要
B	
A	
A	
A	
C	
C	
B	

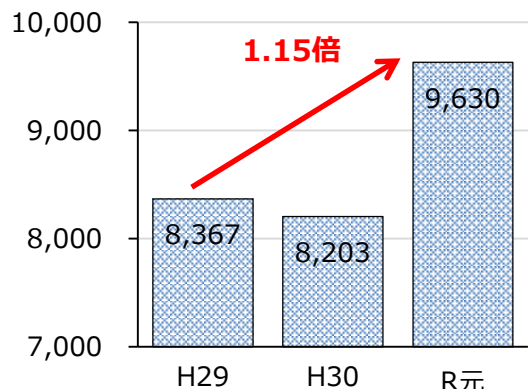
# 1 第2期三条市障がい者計画の検証（施策分野1 相談支援の充実）

## 1 相談支援専門員の確保と育成

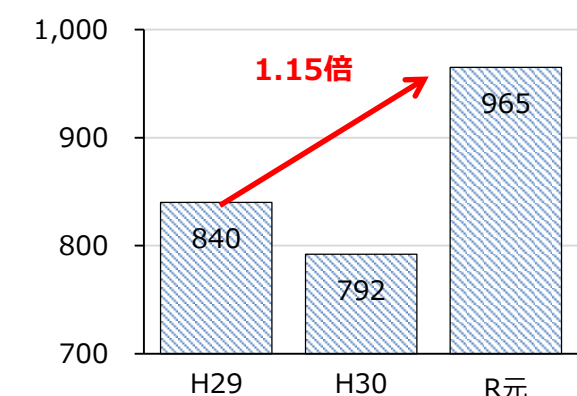
主な取組	実績等	評価(課題)	今後の方向性
相談支援事業の体制強化のための支援策の充実	<p>◆相談支援事業所の増設（事業所数:4⇒5） [R元年度] 社会福祉協議会に相談支援事業を委託し、5事業所で事業開始 ⇒事業所を増設したものの、市による相談対応が65人となっており、ニーズに対する受け皿・相談スキルが不足</p> <p>[R2年度] ひめさゆり福祉会が相談支援事業休止(相談員全員退職)</p>	C 相談支援専門員の退職や休職が相次ぐなど、 <b>相談支援専門員が定着せず、力量にも個人差が見られ、基本相談に十分対応できていない</b>	<p><b>地域包括ケアシステムと連携した相談支援体制の整備</b></p> <p><b>重層的な相談支援体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援事業所と包括支援センターの紐づけによる相談支援体制の充実</li> <li>基幹相談支援センター機能の強化</li> </ul>
基幹相談支援センターの設置に向けた取組の推進	◆基幹相談支援センターの設置 R3年度に <b>地域包括ケア総合推進センター</b> に機能を付加、 <b>地域自立支援協議会を包括ケア推進会議の部会として整理</b>	A <b>基幹相談支援センター機能を最大限に発揮させるための体制整備が必要</b>	<p><b>相談支援専門員の確保と育成・定着支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネとの連携強化(ケアマネから相談支援専門員への異動誘導・支援)</li> </ul>
権利擁護支援の充実	◆虐待通報に対する対応 H30年度:3件、R元年度:5件	B 時機を逸することなく適切な支援・対応につなげるためには、 <b>相談支援専門員とケアマネとの連携強化が重要</b>	
成年後見制度等の利用促進	◆成年後見人等の報酬に対する助成 H30年度:4件、R元年度:6件	A	

### 【参考】

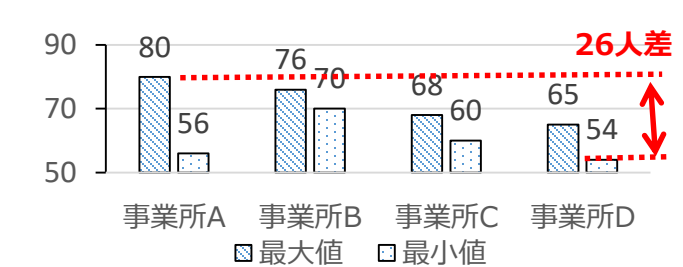
■基本相談件数(市委託相談)



■サービス等利用計画書作成件数



■相談支援専門員一人当たりの担当件数（計画相談）



■市内事業所の相談支援専門員の変動

直近3年間で相談員が**4人減**  
 ※H30 = 21人、R元 = 20人、R2 = 17人

# 1 第2期三条市障がい者計画の検証（施策分野2 日常生活支援の充実）

## 1 重度・中度の受け皿の確保と支援

## 2 家族の高齢化、障がい者の単身化・高齢化への対応

主な取組	実績等	評価(課題)	今後の方向性
障がい福祉サービス事業所の整備拡充	◆社会福祉法人が行う施設整備の補助 [H30年度] 生活介護の拡充(県央福祉会) [R元年度] 就労移行支援、就労継続支援B型の拡充(手をつなぐ育成会、青空福祉会) ◆生活支援拠点の整備 緊急時の受入れ体制の整備	B 就労支援系サービスは、地域活動支援センターへの計画的な移行等により、今後のニーズを踏まえても <b>充足</b> 他方、高齢化に伴う身体機能の低下等への対応を含む <b>重度の方の受け皿の確保が急務</b>	障がい福祉サービス事業所と介護事業所、医療機関との <b>連携体制の構築</b> 重度の方の受け皿の確保と支援体制の充実 ・医療機関等との連携による生活介護事業の拡充
介護保険制度との連携強化	◆65歳以上の生活介護利用者の介護保険サービスへの移行 H30年度:1人、R元年度:3人	B 介護保険サービスへのスムーズな移行を実現するためには、 <b>相談支援専門員とケアマネとの連携強化が重要</b>	家族の高齢化、障がい者の <b>単身化・高齢化への対応</b> ・生活支援拠点の機能強化

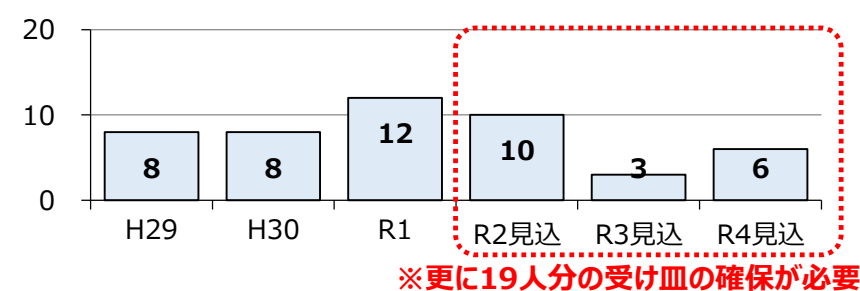
### — [参考]

#### ■市内の中・重度障がい者の受入状況

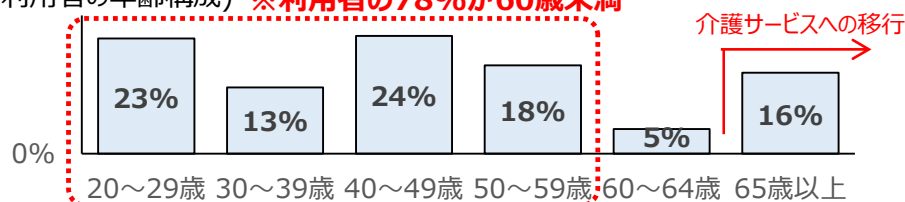
サービス	程度	知能指数	事業所	定員	受入上限 (定員×1.25)	利用者数	
						H30年度	R元年度
生活介護	重度	重度 (療育A)	ケアステーション	20	25	32	39
			いからしの里	56	70	59	61
			すてつぷ	12	15	23	24
		中度 (療育B)	ピュアハウス	6	7	10	11
			らいふすていしよん	18	22	25	25
			いからし工房	20	25		18
			心和園	10	12	15	14
			計	142	176	164	192



#### ■月ヶ岡特別支援学校等の卒業者数（中・重度）



#### (利用者の年齢構成) ※利用者の78%が60歳未満



#### ■強度行動障がい者・医療的ケア児者数

強度行動障がい者：56人 ……多くが利用制限をされている  
 医療的ケア児者：22人 ……市内のサービスで完結できない

# 1 第2期三条市障がい者計画の検証（施策分野3 就労支援・雇用促進）

## 1 低単価・低工賃への対応

## 2 企業等・福祉との連携と情報共有化のためのネットワークの構築

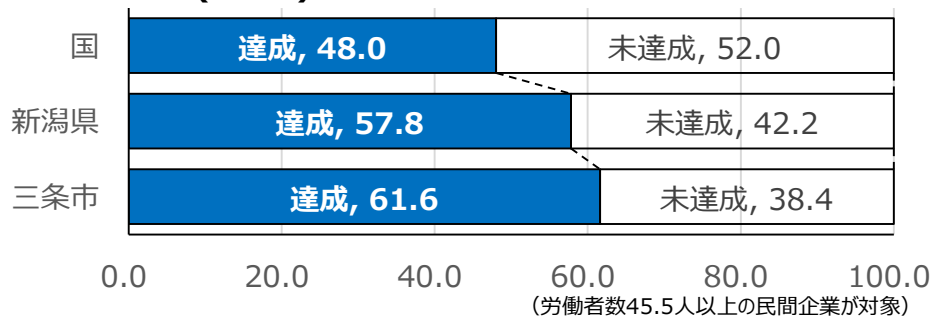
主な取組	実績等	評価(課題)		今後の方向性
工賃アップのための取組の推進	◆障がい者福祉サポート交付金の交付 ※下記「就労継続支援の作業工賃等の推移」参照	A	就労系サービスの提供体制が充足したことから、工賃アップに向けた取組と併せ、一般就労への移行を念頭に、 <b>雇用者ニーズに応じた訓練へのシフトが必要</b>	<b>新たな就労の場の開拓</b>  <b>障がい者雇用支援企業との連携による新たな就労の場の創出</b> ・企業の誘致、事業連携の促進 ・雇用者ニーズに応じた就労訓練、定着支援の実施
福祉的就労事業所の整備促進	◆社会福祉法人が行う施設整備の補助 [R元年度] 就労移行支援、就労継続支援B型の拡充(手をつなぐ育成会、青空福祉会)	A		
企業と福祉のネットワークの構築・充実	◆障がい者雇用福祉奨励金の交付 H30年度:6事業所、R元年度:1事業所 (H31.3.31廃止)	C	障がい者雇用におけるペナルティ対象企業の雇用率が87.8%(R元年度)まで向上しこと等により、チャレンジドオフィスのニーズがなくなったことから、 <b>障がい者雇用を支援する企業と連携した新たな就業の場の創出が必要</b>	<b>低単価、低工賃への対応</b> ・障がい者福祉サポート交付金の効果的な活用の推進
障がい者就労の企業への理解の促進	◆チャレンジドオフィス開設に向け企業への働きかけ [H30年度] 市内企業へのアンケート・訪問の実施 [R元年度] 就労促進アドバイザーの設置	B		

### — [参考]

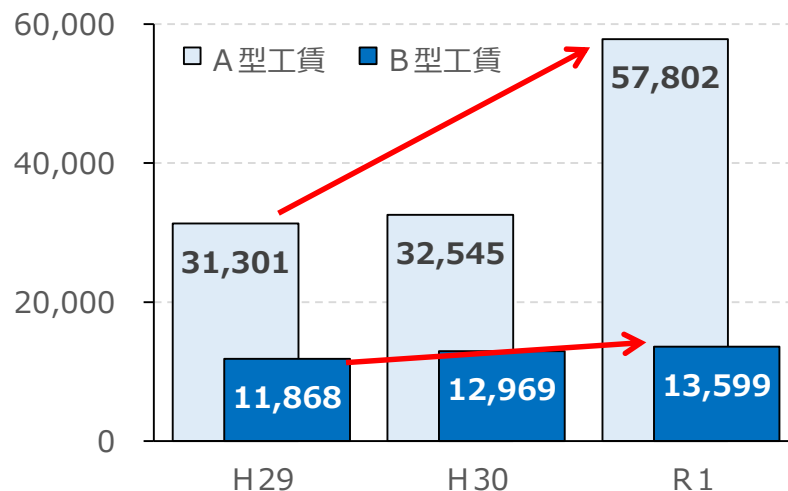
#### ■ 福祉施設から一般就労への移行者

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
人数	4	12	8	9	14	9	9	13	7

#### ■ 法定雇用率(2.2%)達成企業の割合 (単位: %)



#### ■ 就労継続支援の作業工賃等の推移 (単位: 円)



# 1 第2期三条市障がい者計画の検証（施策分野4 障がいの早期発見・確実な支援）

## 1 早期発見・相談の着実な実施

## 3 支援体制の充実

### 2 発見から支援への確実なつなぎ

主な取組	実績等	評価(課題)	今後の方向性
年中児発達参観の着実な実施	◆年中児発達参観の実施 ※下記「年中児発達参観実施状況」参照	B 引き続き、 <b>年中児発達参観の着実な実施</b> 及び保護者の休日相談ニーズ等への対応が必要	<b>発達状況に応じた支援体制の充実と確実なつなぎ</b>  <b>適切な療育支援開始に向けた取組の推進</b> ・年中児発達参観の実施 ・保護者ニーズへの対応  <b>子どもの状態に合わせた支援体制の確立と的確なつなぎ</b> ・保育所等との連携（訪問による支援の充実） ・発達支援コーディネーターの支援調整機能の発揮 ・放課後等デイサービスのサービス利用の最適化
多職種による子どもの発育・子育て相談の実施	◆子育てや子どもの発育発達に関する相談会の拡充 H30年度～月1回土曜日相談の実施	A	
発達支援コーディネーターを中心とした個別の発達支援計画に基づく支援の実施及び保育士等の資質の向上	◆発達支援コーディネーター研修の実施による保育士等の資質向上 H30年度：スキルアップ研修42人 R元年度：養成研修延べ66人	A 保育士等による要支援・要観察児の発見が増加するなど、 <b>保育士等の発達障がいへの気づきのスキルアップが図られており</b> 、今後は、最適な支援につなげるため、保育所等との連携による、保護者への障がいに対する <b>更なる理解促進</b> が必要	
保護者の理解の促進	◆個別の発達支援計画の保護者との共有 ※下記「個別の発達支援計画の作成状況」参照	A	
放課後等デイサービスの充実	◆放課後等デイサービス実施事業所の新規開設 ⇒新規事業所の開設によりサービス提供量は増えているが、それを上回るニーズにより受け皿が不足	C 利用児によって <b>サービス利用量に偏りがあり、利用実態の詳細把握とサービス利用の最適化</b> が必要	
特別支援教育に係るスタッフの確保	◆学校の状況に応じた特別支援サポーターの配置 H30年度:61人、R元年度:65人	B 引き続き、 <b>個に応じた支援の充実</b> 及び <b>支援体制の確保</b> が必要	

### — [参考]

#### ■ 年中児発達参観実施状況

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
参加児数	672	685	726	762	685	659
要支援児数①	48	53	58	55	52	73
要観察児数②	150	109	102	121	117	115
③ (①+②)	198	162	160	176	169	188
参観前の気づき・個別の発達支援計画の作成数④	-	109	123	141	144	155
④/③	-	<b>67.3%</b>	76.9%	80.1%	85.2%	<b>82.4%</b>

#### ■ 個別の発達支援計画の作成状況

	H27	H28	H29	H30	R1
作成数	208	194	227	202	208
共有数	157	164	196	181	183
共有率	<b>75.5%</b>	84.5%	86.3%	89.6%	<b>88.0%</b>

※保護者の障がいへの理解が進み共有率は向上

#### ■ 市内放課後等デイサービスの事業所数推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
事業所数	1	2	2	2	3	4	5	6	7
定員	5	15	15	15	25	35	45	55	65

※H28年度以降、事業所が増設され、利用定員が増加

## 2 第5期三条市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の検証と次期計画における目標値 (国の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づき設定するもの)

取組事項	目標値	実績値 (R元年度末時点)	次期福祉計画における見込		
			R3年度	R4年度	R5年度
福祉施設の入所者の地域生活への移行	3人	0人	1人	1人	1人
施設入所者数の削減	3人	4人	1人	1人	1人
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	協議の場の設置	R3年度設置	設置済	設置済	設置済
地域生活支援拠点の整備	拠点の整備	整備済	年1回開催	年1回開催	年1回開催
福祉施設利用から一般就労への移行	14人	7人	7人	8人	9人
就労移行支援事業の利用者数	40人	26人	-	-	-
就労移行率3割以上の事業所の割合	3か所	3か所	-	-	-
就労定着支援利用による職場定着率	新規利用者：17人 職場定着者：14人	新規利用者：11人 職場定着者：11人	8割以上の事業所が2か所	8割以上の事業所が2か所	8割以上の事業所が2か所
障がい児支援の提供体制					
児童発達支援センターの設置	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所
保育所等訪問支援の提供体制の構築	1か所	0か所	0か所	1か所	1か所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	協議の場の設置	設置済	設置済	設置済	設置済
福祉施設における工賃アップ(市独自目標)	14,102円	13,599円	14,278円	15,639円	16,764円

## 2 【補足】第5期三条市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の検証と次期計画における目標値 (児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援事業の実施)

### 国指針

- ◆令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。  
※概ね10万人規模に1箇所以上
- ◆令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等によりすべての市町村において「保育所等訪問支援」を利用できる体制を構築することを基本とする。

児童発達支援センターに求められる機能	現 状	今後の方向性
1 保育所等の子育て支援機関との連携 2 医療機関、保健所、児童相談所等の専門機関との連携 3 地域支援体制の構築のための会議の開催 4 個別ケース検討の会議の開催 5 要保護児童対策地域協議会への参加	<b>子どもの育ちサポートセンターで次の取組を実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児入所時の情報提供、受入調整、入所後の障がい児支援の相談対応</li> <li>・医療機関受診児の医師連絡・情報提供、保健所療育相談の同席</li> <li>・総合サポート会議「障がい支援部会」「虐待防止部会」の開催</li> <li>・保育所入所時の障がい児受入れのケース検討、総合サポートシステム登録児童の支援のためのケース検討</li> </ul>	<b>子どもの育ちサポートセンターに「児童発達支援センター」機能を付加</b> <div data-bbox="1315 743 1901 991" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「発達応援室」を事業所等のネットワークの中核機関と位置付け</p> <p>通所支援事業所が抱える課題等を共有し、提供するサービスの最適化を図る</p> </div> <div data-bbox="1315 1033 1901 1258" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>保育所等訪問支援事業</b></p> <p>現行の保育所等の訪問支援を「事業化」し子ども発達ルームの事業として実施 (国県の給付費対象化)</p> </div>
6 事業所等のネットワークの中核機関としての役割 7 保育所、事業所等への助言	<b>事業所間のサービス調整機能がなく、障がいの度合い(必要性)に応じた最適なサービス提供が困難なケースが発生</b>	
8 保育所等訪問支援	<b>子どもの育ちサポートセンター「子ども発達ルーム」で保育所等の訪問支援を実施</b>	



## 2 【補足】第5期三条市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の検証と次期計画における目標値 (医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置)

国指針：「令和5年度末までに各市町村に医療的ケア児支援のための関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。」

### 【医療的ケア児とは】

病院を退院した後も人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療ケアが日常的に必要な児童

### 【医療的ケア児等コーディネーターとは】

保健、医療、福祉、教育、子育て等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児及びその家族をつなぐ役割を担う者

### 【各ライフステージにおける現状の医療的ケア児の支援体制】 ◎はコーディネーターとしての役割を担っている機関

関係機関	出生～乳児期	幼児期	小学生以降
<b>医療</b> 医療機関、訪問看護 (本人への医療処置と相談対応、健康状態のチェック、服薬状況等全身状況の確認)	病院退院前に市町村母子保健担当に連絡	訪問看護結果報告と必要時に相談・連絡	
<b>福祉</b> 相談支援事業所(相談支援専門員) 福祉サービス事業所 (福祉サービスの計画作成、療育サービスの提供、相談と助言)	① ②	(相談員) 家族や児の課題について相談・連絡	(相談員) 各関係機関とともに福祉サービス等を中心に支援内容を検討
<b>保健(市町村母子保健)</b> 保健師 (乳幼児期の母子の健康相談、訪問指導、各関係機関の支援状況の確認、福祉サービスの導入等、総合的な支援の実施)	◎ 病院で児の障がいや医療状況、帰宅後の養育上の注意点を理解し、保護者の相談対応を実施	◎ ・医療機関からの指示や訪問看護の結果を受け、福祉サービスの紹介等を行う ・各機関と随時連絡を取り合い、支援方針を検討	必要時、家族の相談等に対応
<b>教育</b> 保育所等 特別支援学校等(特別支援教育)		(保育所等) 保育所等の入所を希望した場合は、受入れの調整を実施	◎(特別支援学校等) 各関係機関と随時連絡を取り合い、支援方針を検討

### 今後の方向性

#### ●医療的ケア児等コーディネーター配置の考え方

各ライフステージ毎にコーディネーターの役割を担う機関があるため専任の医療的ケア児コーディネーターは配置せず、現行の体制を継続するとともに、医療機関と連携し最適な支援につなぐ。

#### ●関係機関の協議の場について

既存の子ども・若者総合サポート会議障がい支援部会を協議の場とし、協議時は新たに医療関係者を招集する。

# 3 第3期三条市障がい者計画・第6期三条市障がい者福祉計画・第2期三条市障がい児計画のイメージ

## 第3期三条市障がい者計画・第6期三条市障がい者福祉計画・第2期三条市障がい児計画の検証

### 第3期障がい者計画

(理念、現計画の評価を踏まえた施策・取組の設定)

相談支援の充実	重点	地域包括ケアシステムと連携した相談支援体制の整備 *相談支援事業所と地域包括支援センターとの紐づけ
障がいを含む地域包括ケアシステムの構築	重点	障がい福祉サービス事業所と介護事業所、医療機関との連携体制の構築
日常生活支援の充実		地域生活支援拠点の機能強化
就労支援・雇用促進	重点	新たな就労の場の開拓 福祉的就労事業所の工賃アップの取組の推進
障がいの早期発見・確実な支援	重点	機会をとらえた適切な療育支援開始に向けた取組の推進 発達状況に応じた支援体制の充実と確実なつなぎ

### 第6期障がい者福祉計画・第2期障がい児福祉計画

(サービス別数値目標の設定)

\*項目は国が指定(★のみ市独自目標)

1	施設入所者の地域生活への移行	24	医療型児童発達支援
2	地域生活支援拠点の確保及び検証	25	放課後等デイサービス
3	福祉施設から一般就労への移行	26	保育所等訪問支援
4	就労定着支援事業の利用者数	27	居宅訪問型児童発達支援
5	就労定着支援利用者の職場定着率	28	障がい児相談支援
6	障がい児支援の提供体制	29	医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置人数
7	福祉施設における工賃アップ ★	30	相談支援事業所数・利用者数
8	居宅介護	31	成年後見制度利用支援
9	重度訪問介護	32	意思疎通支援
10	同行・行動援護	33	日常生活用具給付
11	生活介護	34	移動支援
12	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	35	地域活動支援センター事業所数・利用者数
13	就労移行支援	36	訪問入浴サービス
14	就労継続支援A型・B型	37	自動車運転免許取得・自動車改造助成
15	就労定着支援	38	日中一時支援
16	療養介護	39	ペアトレ等支援プログラム受講者
17	短期入所	40	ペアレントメンターの人数
18	共同生活援助	41	ピアサポート活動参加人数
19	施設入所支援	42	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
20	自立生活援助	43	障がい福祉サービスの質の向上
21	計画相談支援		
22	地域相談支援		
23	児童発達支援		

〔基本理念〕 共に歩み 共に創り 共に支え合う 地域共生社会の実現

障がい者の生活面・経済面の自立の促進

## 4 障がい者数の推移と主な福祉サービス利用者の見込みについて

三条市の人口推計と障がい手帳所持者の見込み（H29・R元年度は実績値、R2年度以降は見込み値）

区分	H29年度※	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	傾向
三条市の人口推計	99,390	97,350	96,517	95,715	94,717	93,672	92,557	91,387	減少
①精神障害者 保健福祉手帳	620	679	713	749	786	848	890	934	増加
②療育手帳	881	902	920	935	950	965	980	995	増加
③身体障害者手帳	3,717	3,669	3,650	3,632	3,614	3,595	3,577	3,560	減少
①～③の合計 (人口比率)	5,218 (5.3%)	5,250 (5.4%)	5,283 (5.5%)	5,316 (5.6%)	5,350 (5.6%)	5,408 (5.8%)	5,447 (5.9%)	5,489 (6.0%)	増加

※H29年度…現行の計画の策定年度。参考ま

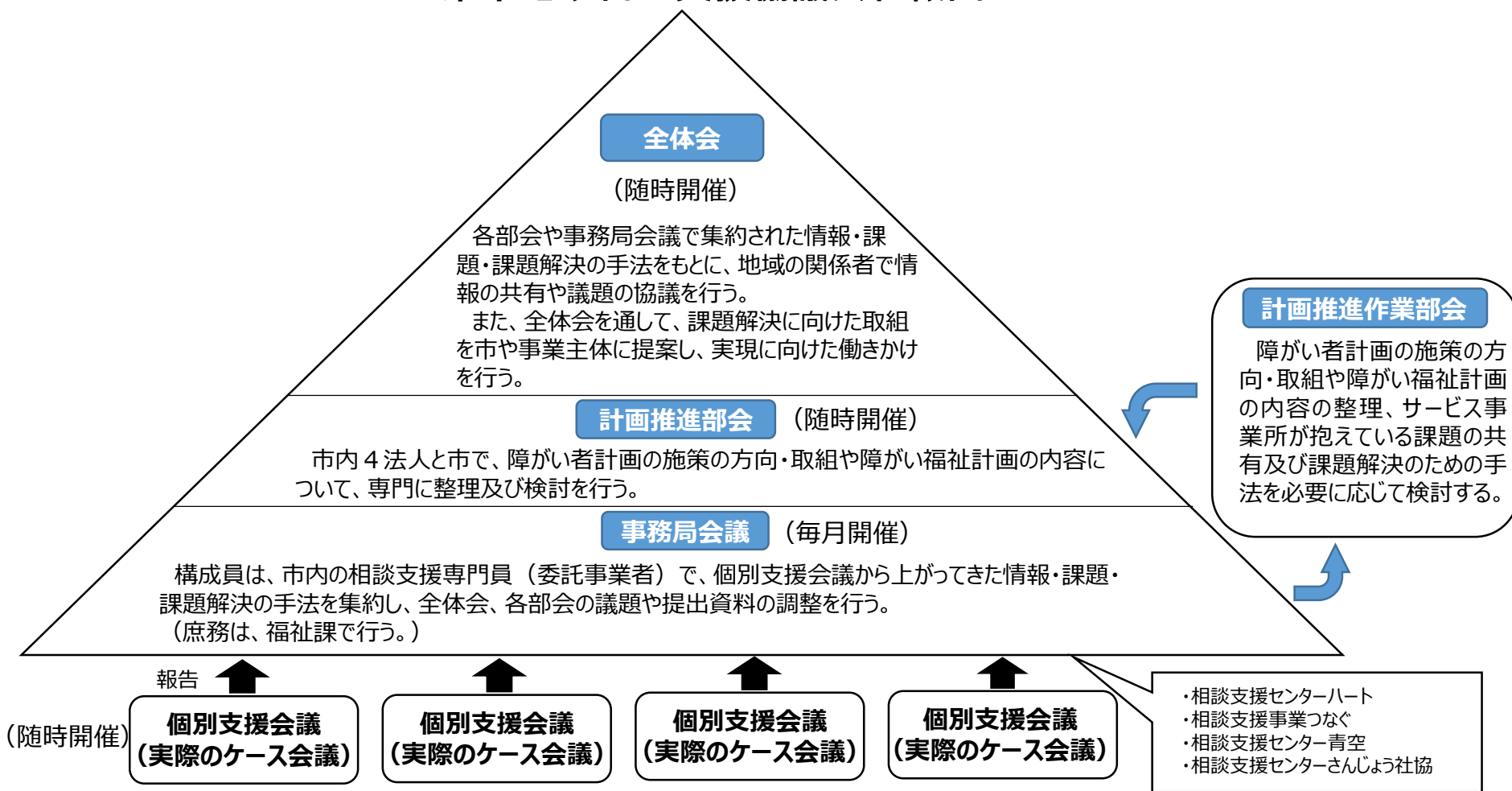
主な障がい福祉サービスの実績と今後の見込み（H29・R元年度は実績値、R2年度以降は見込み値）

	種類	H29年度※	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	傾向
重度障がい 者支援	生活介護	183	196	202	208	214	221	227	234	増加
	施設入所支援	100	98	98	96	95	94	93	92	減少
就労支援	就労継続支援 (A型)	23	24	24	24	24	24	24	24	横ばい
	就労継続支援 (B型)	173	172	179	186	193	201	209	218	増加
	就労移行支援	34	26	26	27	27	27	27	28	横ばい
障がい児 支援	放課後等デイサービス	70	121	151	171	191	211	231	251	増加
	児童発達支援	91	113	128	146	165	188	213	242	

※H29年度…現行の計画の策定年度。参考ま

障がい者計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定等に関する協議は、三条市自立支援協議会が所掌していることから、同協議会で協議することとする。

## 三条市地域自立支援協議会組織図



個々の相談内容やニーズに基づき、関係者が集まって具体的な支援の手立て・役割分担等話し合い、支援体制の構築を行う会議である。また、関係機関が集まって進めていく会議の総称でもある。

# ※参考 策定スケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
計画策定	計画の現状、課題の検討 (データ集計、対象範囲、現状と課題、施策の方向性など)	計画の素案作成 (事業内容の検討)								
理事者協議		理事者協議 (計画の方向性など)	理事者協議 (支援策の在り方)				理事者協議 (計画案について)			
自立支援協議会	計画部会	自立支援協議会 (素案の検討)		計画部会		計画部会	自立支援協議会 (計画案について)	計画部会	自立支援協議会 (計画の承認)	
議会・その他								議会報告 (計画(案)について) パブリックコメント実施	県へ報告	